中央公園定期観光バス等駐車場における自動販売機による商品販売業務（発注要領）

１　設置場所

　　中央公園定期観光バス等駐車場　３台（別添位置図のとおり）

２　販売商品について

　　缶・ペットボトル等によるコーヒーやジュースなどの清涼飲料水を販売することとし、できるだけ多種多様な構成とする。

３　販売商品の決定等

落札決定後、落札者は、当協会に「販売商品等に関する申請書」を提出し、当協会が承認した

商品を販売するものとする。

４　予定数量

　清涼飲料水等（缶、ペットボトル等）：２１，０００本とする。

５　入札方法

　⑴　販売品目ごとの販売数が最も多い１３０円単価の清涼飲料水（缶・ペットボトル等）を代表品目としてその販売手数料率を入札し、最も高い販売手数料率を入札した業者に決定することとする。

　⑵　当該駐車場においては、管理の効率性を勘案し一業者による一括管理とする。

　⑶　入札する販売手数料率は、パーセント表示で小数点第２位までとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 規　格 | 販売単価 | 販売手数料率 |
| 清涼飲料水　缶・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ | 190～350ml相当 | 130円 | 入札により決定 |

６　販売手数料額の算出

⑴　代表品目の販売手数料額は、販売単価（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。以下同様）に販売手数料率を乗じて算出する（小数点第２位未満切捨て）。

　⑵　代表品目以外の品目、又は販売単価が異なる品目を販売する場合の販売手数料額は、当該品目の販売単価に代表品目の販売手数料率を乗じて算出する（小数点第２位未満切捨て）。

７　販売手数料の算出について

販売手数料額は、各月末締めで、それぞれの品目の販売手数料額に販売個数を乗じて算出し、１円未満の端数がある場合は四捨五入とする。